

# 内規

## 第1条(入会・退会)

1. 入会基準は以下とする。
  - ・「クリーンハイクのコースを歩け、お試しハイク例会に 2 回以上参加」とすること
  - ・例会参加に「労山主催の六甲全縦」を認める
  - ・労山他会からの転籍については、労山会員の推薦が1名以上あれば入会を認める
2. 「入会申込書」を事務局長に提出し、運営委員会の承認を経て会員となる。
3. 「退会」を希望する場合、理由と共に会長に連絡する。
4. 入会した時渡された会員証は退会時に返却する。
5. 「再入会」を希望する場合は、その旨を会長に連絡する。
6. 「再入会」時には入会金は免除する。また、名札の発行は行わない。
7. 労山の会員証は入会者があればその都度申し込む。
8. 家族会員は、配偶者または親および 16 歳以上の子に限る。

## 第2条(会計)

1. 入会金は1000円、会費は月1000円とする。
2. 家族会員がある場合、本人の会費は月1000 円、家族会員は1人あたり月500 円とする。
3. 会費は 6月 12月に6ヶ月分または12ヶ月分を前納する。
4. 12ヶ月分前納の場合、本人会費を11000円とする。
5. 会費払込み口座は、すずの子 5 月号、11 月号に掲載する。
6. 会員が退会するとき、前納された会費のうち 3 ヶ月分は返還せず、3 ヶ月分を越える金額のみ返還する。

## 第3条(慶弔)

会員およびその配偶者に慶弔のあった場合、下記の通りとする。

### 1. 会員本人死亡の場合

弔電(会員一同) 供花一對、香典、会長弔辞のうちいずれかを、三役が選ぶ。

### 2. 会員の配偶者死亡の場合

弔電(会員一同)

## 第4条(例会参加費用)

1. 例会山行や各教室への参加費用は、下記の通りとする。

参加者	例会山行	各種教室
会員	100 円	100 円
お試しハイク	500 円	教室により異なる

- ・参加費は例会山行の CL、教室の講師が受け取る。
  - ・お試しハイクの参加費のうち 100 円は CL が受け取り、400 円は会に納付する。
  - ・除外山行:クリーンハイク、納山祭、六甲縦走、日の出ハイク
2. お試しハイクで参加する会員外のメンバーには行事賠償保険を掛ける。

## 第 5 条(森守ボランティア)

地公体等からの補助金は、当会が受領後、全額「森守ボランティア」の運営費用とする。

付則

この規定は、2022年6月19日改正実施する。